



報道資料

平成25年1月24日
中国電力株式会社

託送供給約款の変更届出について

当社は、昨年10月に「地球温暖化対策のための税」が導入されたことに伴い、託送供給約款について平成25年4月1日から変更することとし、本日、経済産業大臣へ変更届出を行いましたのでお知らせします。

変更内容は、特定規模電気事業者等が30分の同時同量^{注1)}を達成できず、供給する電力が不足した場合に、当社がその不足分を補うにあたって申し受ける料金である「負荷変動対応電力料金」へ、「地球温暖化対策のための税」による燃料価格の上昇分（税の上乗せ分相当額）を反映させるというものです。

なお、特定規模電気事業者等が当社の送配電ネットワークを利用される場合に申し受ける「接続送電サービス料金」については、変更ありません。

＜負荷変動対応電力料金＞

(税込み)

料 金	現行料金	改定料金
変動範囲内電力料金 ^{注2)} (円／kWh)	10.48	10.53
変動範囲超過電力料金 ^{注3)} (円／kWh)	昼間 夏 季	39.29
	その他季	31.08
	夜 間	19.56
		39.47
		31.26
		19.69

注1) お客様へ電気をお送りするにあたっては、そのお客様の需要電力量と供給する電力量を一致させることが必要（同時同量）であり、特定規模電気事業者等には、電力需要量と供給する電力量を30分単位で一致させることが求められている。

注2) 30分の同時同量が達成できなかった場合に生じた不足電力のうち、約款に定める変動範囲内基準電力量（契約電力の3%）以内の電力量の補給分に適用する料金。

注3) 30分の同時同量が達成できなかった場合に生じた不足電力のうち、約款に定める変動範囲内基準電力量（契約電力の3%）を超える電力量の補給分に適用する料金。

以上